

令和4年6月22日

各会員様

西秩父商工会

会長 今井敏夫

令和4年度「彩の国優良ブランド品」認定申請の受付開始について（通知）

日頃格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

埼玉県及び（一社）埼玉県物産観光協会では、優良な県産品の普及と郷土産業の振興を図るため、「彩の国優良ブランド品」の認定を行っており、6月1日（水）から今年度の申請受付を下記のとおり開始しております。

つきましては、各会員の皆様におかれましては積極的に申請いただきますよう御案内します。お問い合わせにつきましては、（一社）埼玉県物産観光協会まで直接お願ひいたします。

記

1 令和4年度「彩の国優良ブランド品」概要

（1）認定申請の受付期間

令和4年6月1日（水）～8月31日（水）

（2）認定推奨の有効期間

令和4年11月1日（火）を起算日とした2年間

（3）申請者の負担金

1点につき7,000円（税込）

（4）対象品目

県内の事業所で製造・加工された商品及び埼玉県産の農産物等を主原料として企画された商品で、一般消費者に販売される食料品、民芸品等

2 その他

彩の国優良ブランド品制度の詳細は、別添の「『彩の国優良ブランド品』制度について」を御覧ください。

お問い合わせ

1) 事務局：（一社）埼玉県物産観光協会 大野、澤田 電話：048-647-4033
メール：brand@saitamadmo.org

2) 制度： 埼玉県産業労働部観光課 大澤 電話：048-830-3950
メール：a3950@pref.saitama.lg.jp



「彩の国優良ブランド品」制度について

一般社団法人埼玉県物産観光協会

1 「彩の国優良ブランド品」とは

優良な県産品を推奨することにより、県産品の普及と品質の向上を促進し、郷土産業の振興を図るため、埼玉県と埼玉県物産観光協会は「彩の国優良ブランド品」認定制度を実施しています。

認定された商品には、推奨マークの印刷や推奨マークシールを貼付してPRできます。

また、埼玉県物産観光協会では、**埼玉県観光物産館そぴあ、ホームページ、デパートや大手スーパー、マーケットおよび物産展等でPRします。**

2 対象品目

県内の事業者が、県内の事業所において製造若しくは加工した商品又は埼玉県産の原材料を主原料として企画した商品で、一般消費者に販売される食料品、民・工芸品、その他雑貨品及び知事が特に認めるもの。【県産原材料未使用でも県内事業所で生産された商品は認定対象になります】

(推奨品の例)

- (1) 原料に埼玉産の農産物や部品等が使用されており県内産業の振興につながるもの
- (2) 埼玉らしさがあり、彩の国さいたまのPRにつながるもの
- (3) 各地で進めている推奨制度で推奨されているもの
- (4) 品評会等で優秀な成績を収めているもの
- (5) 既に高い市場評価を得ているもの
- (6) 特許を有するなど独自の工夫があり、評価しうる特徴があるもの

3 認定推奨の有効期間

認定日を始期とする毎年11月1日を起算日とした2年間

4 認定申請について

- | | |
|--|---------------------------------------|
| (1) 受付期間 | 令和4年6月1日～8月31日 |
| (2) 申請書類提出先 | 一般社団法人埼玉県物産観光協会 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 |
| 【優良ブランド品代表アドレス】E-mail brand@saitamadmo.org | |
| (3) 申請者負担金 | 1点につき7,000円（税込） |
| (4) 認定スケジュール | 審査会（物産観光協会主催）——10月上旬 県の認定———11月1日～ |

5 埼玉県物産観光館「そぴあ」について

(一社)埼玉県物産観光協会では、「彩の国優良ブランド品」をはじめとした県産品の普及・販路拡大を図る一環として、埼玉県物産観光館「そぴあ」で、県内各地の名産品を展示・販売しています。

●埼玉県物産観光館「そぴあ」（ソニックシティ2階）

電話番号：048-647-4108

お問い合わせ先 (一社)埼玉県物産観光協会 048-647-4033

埼玉県産業労働部観光課 048-830-3950